



# ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

コラム

## 中小同族会社の資本戦略

我が国の企業数の99%以上を占めると言われる中小企業においては、株式のほとんどを親族が所有しているいわゆる「同族会社」がほとんどです。その法人の株式の所有の仕方については、注意が必要です。

新たに会社を設立される場合、社長が資本金の全額を出資して1人で株主となる場合は問題ありませんが、夫婦や兄弟といった複数人での出資を行う場合、将来のトラブルの可能性も考慮しておかなければなりません。親族が共同出資者となり、また共同経営者として会社に関わっていくことは、事業を発展させていくうえで、とても心強く頼りになる存在としてパワーを発揮する機会が多いことは否定するものではありません。しかし、関係が永遠にうまくいくとは限らず、後に仲たがいをしたときに、その会社がどうなるかということも想定された方がいいと思います。

例えば、ご夫婦で半分ずつとか、ご兄弟で半分ずつ均等に株式を保有されていた場合、仲たがいをすれば、持ち分が半分ずつでは、株主総会での重要な決議も決まりません。したがって、できることなら均等ではなく、どちらかが半分を超える株式を所有するようにすることが望ましいと考えます。またさらに、会社の基本に関わる重要な事項は、特別決議として、議決権のある株式の2/3を超える必要があります。欲を言えばこのラインを超えてどなたかが株式を所有することが、単独での意思決定を可能にします。

会社によっては、親族以外の従業員さんに株式を所有してもらっているケースがあるかと思います。永年社長の右腕として貢献された方に、役員に昇格された時に株を持ってもらうケースなどです。この場合も注意が必要です。親族以外の株主の方が定年等で退職され会社を離れる時には、必ずその株式を買い戻しておかないと、いずれその株は相続されたりして、会社に関わったことのない遺族からの買い戻しが困難となる可能性が高まります。株式を持ってもらう際に、譲り渡し価格とともに、買い取り価格も決めておいて、退職時には約束通り買い取ってから、退職処理を実施されることをお勧めします。

買い取り価格については、税務上の評価を参考にされると良いかと思います。少数株主の持つ株主の権利は、経営に参加する権利ではなく、ほぼ配当を期待する権利のみとなるため、「配当還元法」という方法で評価されます。平均配当が10%であれば、評価は額面の金額となります。このルールを前提に株式の譲り渡しと買い取りをされるのも一つかと思います。

最悪なケースとして、お金は自分が出すから名前だけ貸してくれということで、株主になってもらったケースも昔はあったようです。これを「名義株主」と言います。たとえお金を出していないからと言って、今になって突然名前を勝手に変えてしまうのは問題があります。会社が永年の間に利益を蓄積して純資産が大きくなると、名義株主の持分もそれなりの評価になったりしますから、それをどう納得して名義変更してもらえるかは難しいところです。

いずれにしても、株式の所有は、会社のオーナーとなる権利ですから、会社の行き先を左右するとても重要な事項となります。したがって、その資本戦略には最大の注意が必要とされることです。



P2



## インボイスの柔軟な取り扱い事例について

国税庁より、インボイス制度開始当初より柔軟な対応を認める事例がいくつか発表されていますので、以下ご紹介します。

### 1. 受領したインボイスの記載事項に誤り等があった場合

受領したインボイスに記載事項の誤り等があった場合に、買い手が自ら加筆や修正を加えたものであったとしても、その修正事項について売り手に確認を受けることで、仕入税額控除の適用を受けても差し支えないとされます。

### 2. インボイス発行事業者である売手から受領した請求書に登録番号の記載がなかった場合

売り手に問い合わせるなどして登録番号の確認が可能な場合は、受領した請求書等に登録番号を追記して仕入税額控除の適用が可能となります。

ただし、登録年月日の確認をしてください。あくまでも登録後の適用となります。ちなみに登録日は、国税庁のインボイス番号検索サイトで確認が可能です。

### 3. 事業に必要な支出を、従業員が立替払いした際に、インボイスの宛名に従業員名が記載されている場合

原則として、従業員が作成した立替金精算書の交付を受け、受領したインボイスとともに保存することで、インボイスの保存要件を満たすこととなります。

また、従業員がその会社に所属していることがわかる従業員名簿等を保存していれば、立替精算書がなくても、インボイスの保存要件を満たすこととされました。

### 4. 従業員が出張した場合の出張旅費の精算について、実費精算の場合でも帳簿のみの保存で大丈夫でしょうか？

概算払い（距離や時間に応じた定額払い）でなく、実費精算（実際に使った費用の領収書を提示して実額を精算）であっても、その旅行に通常必要と認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。

出典：納税月報法人版 No.914 2024.2

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。  
会社名 \_\_\_\_\_

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL \_\_\_\_\_

FAX 079-288-0997  
FAX \_\_\_\_\_



## 緊急地震速報と大地震の対策

P3

新年始まって石川県で起きた震度7の地震。いつ、どこで起こるかわからない。その発生をできるだけ早く伝え、身を守る行動がとれるように、気象庁では、地震による強い揺れが来るときには「緊急地震速報」を発表しています。これらの情報を見聞きしたときは、素早い判断で身を守る行動をとることが大事です。緊急地震速報は、大きな地震が発生したときに、地震の発生直後に地震計でとらえた観測データを素早く解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）、予想される揺れの強さ（震度）を自動計算し、強い揺れがくることを事前に知らせる警報です。最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対して発表されます。

大地震が起きた場合にとれる対策を紹介させていただきます。

### 【家庭で屋内にいるとき】

- 家具の移動や落下物から身を守るため、頭を保護しながら大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる
- 慌てて外に飛び出さない
- 料理や暖房などで火を使っている場合、その場で火を消せるときは火の始末、火元から離れているときは無理に火を消しに行かない
- 扉を開けて避難路を確保する

### 【人が大勢いる施設（大規模店舗などの集客施設）にいるとき】

- 慌てずに施設の係員や従業員などの指示に従う
- 従業員などから指示がない場合は、その場で頭を保護し、揺れに備えて安全な姿勢をとる
- 吊り下がっている照明などの下から退避する
- 慌てて出口や階段に殺到しない

### 【屋外にいるとき】

- ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒などに注意し、これらのそばから離れる
- ビルの壁、看板や割れた窓ガラスなどの落下に注意して、建物から離れる

### 【自動車運転中】

- 後続の運転手が緊急地震速報を聞いているとは限らないため、自動車運転中は、慌てて急ハンドルや急ブレーキをかけず緩やかに速度を落とす
- ハザードランプを点灯して周りの車に注意を促し、道路の左側に停止する

緊急地震速報や津波警報等は、災害が発生したときに、すぐに身の安全を確保するための行動をとるためのものですが、あらかじめ災害による被害を減らし、身を守るために対策しておくべきこともたくさんあります。いつ、どこにいても落ち着いて身を守る行動をとれるように心がけることが重要です。家の中の安全対策をする、避難場所や避難経路の確認など大地震の対策をしておきましょう。

出典：政府広報オンライン（[https://www.gov-online.go.jp/featured/201106\\_02/index.html](https://www.gov-online.go.jp/featured/201106_02/index.html)）

（記事担当：服部）

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない  
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL

FAX 079-288-0997  
FAX

## 電子取引データに係る取り扱いの確認

令和6年1月1日以降は、電子取引データを電子で保存しなければなりません。ついては、貴社において、受け取っている電子取引データがあるのか、ある場合はどのように保存するのかを決定します。

### 電子取引データの有無を確認します。

現在、受領している領収書や請求書等の中に、以下にあてはまるものはありますか？

行	確認事項	チェック欄		備考(枚数)
1	電子メール(メール本文や添付ファイル)で請求書や領収書を受領している	はい	いいえ	
2	Amazon、楽天、モノタロウ等のインターネットサイトで物品購入している <input type="checkbox"/>	はい	いいえ	
3	公共料金の請求は紙が無く、インターネットで確認している	はい	いいえ	
4	クレジットカードの利用明細をインターネットで入手している	はい	いいえ	
5	スマートフォンアプリ(PayPay、LINE Pay等)電子決済サービスを利用している	はい	いいえ	
6	交通系ICカード(Suica、PASMO等)の支払データをインターネットで入手している	はい	いいえ	
7	従業員がネットで購入した旅費(JALやANA等)を立替払い精算している	はい	いいえ	
8	電子請求書や電子領収書等を授受に係るクラウドサービス(Bill One、楽楽明細等)を利用している	はい	いいえ	
9	ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用し、注文書等を受領している	はい	いいえ	
10	請求書や領収書等のデータをDVDやフラッシュメモリで受領している	はい	いいえ	
11	特定の取引にEDIシステム(請求書等を電子的に交換できるシステム)を利用している	はい	いいえ	
12	運送会社の請求データをインターネットで入手している	はい	いいえ	

以下のようなところで購入していませんか？ 請求書や領収書が電子取引データである可能性が高い店舗です。  
 Yahoo!ショッピング 楽天 Amazon ヨドバシ.com ビックカメラ.com モノタロウ  
 たのめーる アスクル その他( )

### 電子取引データの保存(対応)方法は2種類あります。 令和6年1月以降の貴社での対応方法を選択してください。

<b>対応策 《おすすめ》</b>	<b>専用ソフトウェアを 利用する</b> <input type="checkbox"/>	<b>対応策</b>	<b>保存要件に従い、一定の ルールを定めて保存する。</b> <input type="checkbox"/>
法的要件を満たしたソフトウェアを利用します。 法的要件を満たしたソフトウェアか否かは、公益 法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の 「電子取引ソフト法的要件認証」にて判断できます。  <b>当事務所では、</b> <b>FXシリーズ(証憑保存機能)</b> <b>を利用しての対応を推奨します。</b>		「改ざん防止のための事務処理規程」を設け、 「日付」「金額」「取引先名」の検索機能を確 保するなどの要件を自社で満たして保存する方 法も認められています。  なお、任意のフォルダに保存する場合には、保 存期間中にデータが消失しないようバックア ヱップなどの措置が必要です。	

他社の専用ソフトウェアを利用予定

納税地等の所轄税務署が**相当の理由**があると認め、かつ保存義務者が後述の2要件を満たしている場合は新たな猶予措置が講じられます。  
 質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求めに応じられるようにしていること  
 電磁的記録の出力書面の提示または提出の求めに応じられるようにしていること